

投資主総会開催及び投資口分割基準日設定公告

平成二十九年五月二十二日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することができ、投資主は、規約第十五条第一項の規定により、平成二十九年二月二十八日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主となります。

また、平成二十九年二月二十八日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その所有する投資口一口を二口とする投資口分割により、投資口の割当を受ける投資主と定めます。

平成二十九年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

SIA 不動産投資法人